

害要因となっている。これに対処するため、我が国は無償資金協力により、1985年にタイ国立家畜衛生・生産研究所の施設建設及び機材供与を行い、さらに、専門家の派遣、研修員の受入れ及び機材供与を有機的に関連付けて行うプロジェクト方式技術協力「国立家畜衛生・生産研究所計画」（1986年12月～93年12月）を実施した。その結果、診断の基礎的技術の強化、生物製剤の開発、口蹄疫^(註)の診断法やワクチンの改良など、同研究所の機能強化に大きな成果をもたらした。

その後、同研究所を拠点に全国レベルでの重要疾病にかかる防疫活動の展開を目指したプロジェクト方式技術協力「国立家畜衛生研究所（NIAH）計画フェーズⅡ」（93年12月～98年12月）を実施し、5大疾病（豚コレラ、ブルセラ病、結核、ヨーネ病、節足動物媒介病）の研究及び調査を実施した。その結果、これらの疾病に対する効果的な防除法が明らかにされるとともに、標準診断マニュアルの作成により、NIAHにおいて全国レベルの診断法の統一と標準化がなされ、診断技術が確立された。この診断技術は、地域レベルの研究診断センターへの移転も行われ、また、多くのセミナー、講習会等を開催し、NIAHの技術者のみならず、広く獣医師や畜産関係者の知識習得と技術向上にも貢献し、プロジェクトは98年12月に終了した。

家畜伝染性疾病は、家畜の移動によって国境を越えて広がるものであることから、現在、我が国の技術協力により育成されたタイ国の技術者等が中心となり、重要家畜伝染性疾病の診断・防除技術を周辺国の技術者にも移転するための研修（97～2001年）がNIAHで実施されており、関連技術は国を超えて広く普及しつつある。

また、我が国としても、これまでのプロジェクトの成果を踏まえ、タイ国を拠点としたインドシナ地域の周辺国への広域的技術協力プロジェクトの開始に向けての準備を現在進めているところである。

（FAOアジア・太平洋地域総会において、食料安全保障と持続可能な農業開発を推進する方向性が示された）

開発途上国では貧困や低開発の克服等多くの課題をかかえており、食料問題をはじめ、環境、人口、エネルギー等の国際社会全体が協調して取り組むべき問題も開発途上国に密接に関係している。

特に食料問題については、1996年の「世界食料サミット」において、世界の食料安全保障の達成と飢餓の撲滅のための努力を継続し、2015年までの飢餓・栄養不足人口^(註)の半減等を目指す「世界食料安全保障のためのローマ宣言」とその具体的方策を示した「世界食料サミット行動計画」が採択されたところ

であるが、最近の発表によれば、現行の削減ペースでは目標達成が困難であるとの予測がなされたところであり、各国の一層の努力が求められている（表I-14）。

2000年8月、我が国においてFAOアジア・太平洋地域総会が開催され、アジア・太平洋地域の食料安全保障と持続可能な農業開発を推進するためにFAO及び各国政府が取り組むべき方向を示した報告書が採択された。報告書では、農業は失業者の吸収、外貨の獲得、国内供給の増加等にも貢献しており、食料安全保障及び貧困緩和にとって重要であること、バイオテクノロジーは大きな可能性を有しており、安全性の確保等に適切に対処しつつ推進する必要があること、世界食料サミットの目標達成に向けて、各国及びFAOの取組みを強化する必要があること等が盛り込まれた。

（WTO農業交渉とODAとの連携を図ることも必要である）

我が国のODAの実施指針としては、平成11年8月に「政府開発援助に関する中期政策」が策定され、ODAと我が国の外交政策や国益にかかる重要な政策との連携の必要性がうたわれたところであり、2000年1月から開始されたWTO農業交渉とODAとの連携を図ることも必要である。具体的には、WTO農業交渉等における我が国の主張する農業の多面的機能や食料安全保障の重要性について、途上国を中心とした国際社会に浸透させ、我が国に対する理解及び支持の促進に資するとの観点も踏まえつつODAの戦略的・機動的な活用に努める必要がある。

こうした考え方のもと、今後は、農業の多面的機能、食料安全保障等のWTO農業交渉に対する我が国の主張を裏付けるFAOフィールド・プロジェクト等を実施するとともに、途上国の農業政策担当者を招へいし、我が国の食料・農業事情や農業政策について認識を深めること等により、我が国の主張の理解及び浸透を図っていくこととしている。

第5節 WTOをめぐる動き

2000年1月から開始されたWTO農業交渉は、食料・農業・農村基本法に基づく我が国の農政改革の着実な推進を左右する重要な交渉として位置付けられている。本節では、こうしたWTO農業交渉の位置付け、2000年12月に取りまとめられた我が国の交渉提案及び交渉の今後の課題等を紹介する。

(1) WTO農業交渉の位置付け

(我が国はウルグアイ・ラウンド農業合意を着実に実施している)

1993年12月に合意に至ったウルグアイ・ラウンド農業交渉は、先進国を中心とする農産物の生産過剰やこれに伴う補助金付き輸出競争の激化を背景として、国境措置（関税、輸入制限等）、国内助成（農業補助金等）、輸出競争（輸出補助金）の3分野にわたり、95年から2000年までの6年間で保護水準を引き下げていくことを主な内容としたものであった（表I-15）。

我が国は、95年1月のWTO協定（世界貿易機関設立協定及びその付属協定）発効後、現在までこれを着実に実施してきているところである。このうち、米の国境措置については、食料安全保障や環境保全等の非貿易的関心事項の重要性を考慮のうえ、輸入数量制限による枠外輸入を認めないという関税化の特例措置を適用し、その代償として、加重されたミニマム・アクセス^{*1}機会を受け入れた。しかしながら、米の関税化の特例措置を輸入数量制限等を関税化する通常の関税措置へ切り換えることによって、それ以降のミニマム・アクセス数量の増加が半分に抑えられること等の理由により、99年4月1日から関税措置への切換えが行われている。

また、国内助成については、助成合計額（AMS）^{*2}を6年間に20%削減することとなっているが、我が国がWTO事務局に通報した97年度のAMSは、3兆1,708億円となっており、97年度の約束水準はもとより、2000年の約束水準と比べても20%下回る水準となっている。

*1 最低輸入量のこと。ウルグアイ・ラウンド農業合意において、関税化の対象品目のうち、基準期間（1986～88年）における輸入が国内消費量の3%未満の品目については、実施1年目に基準期間における国内消費量の3%を最低輸入量として設定し、最終年である2000年には5%まで拡大することが合意された。なお、関税化の特例措置を適用した場合は、実施1年目の最低輸入量は国内生産の4%、以降0.8%ずつ増加することとされた。

*2 助成合計額（Aggregate Measurement of Support）の略。削減対象となる国内助成の総量。AMS＝市場価格支持（内外価格差×生産量）＋削減対象直接払い

表 I - 15 ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

区 分	対象施策	約束実施方式 (95~2000年)
国境措置	関 税	農産物全体で平均36% (品目ごとに最低15%) 削減
	輸 入 数 量 制 限 等 (非 関 税 措 置)	原則としてすべての輸入数量制限等を関税に転換 (関税化) し、関税と同様に削減
国内支持	市場価格支持、不足払い等	助成合計量 (AMS) を6年間に20%削減
輸出競争	輸 出 補 助 金	金額で6年間に36%、対象数量で21%削減

資料：農林水産省作成

注：1) 我が国において、輸出補助金に該当する施策はない。

2) AMS = 市場価格支持 (内外価格差 × 生産量)
+ 削減対象直接支払い

(今次W T O 農業交渉において、21世紀の世界の農産物貿易ルールが決定される)

農業協定の規定に基づき2000年1月から交渉が開始されているW T O 農業交渉は、W T O 農業協定第20条において、助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する「改革過程の継続」と位置付けられているが、単にウルグアイ・ラウンド農業交渉の継続というものではなく、21世紀の世界の農産物貿易ルールの方向が決定されるきわめて重要な交渉である。特に我が国においては、食料・農業・農村基本法に基づく農政改革の推進と並行して行われる交渉であり、新たな基本法の理念やこれに基づく施策が、国際規律のなかで正当に位置付けられる必要がある。また、21世紀の我が国農業を担う農業者が、明るい展望を持って農業に取り組むことができるような交渉結果を獲得することが重要である。

そのためには、食料輸入国と輸出国、先進国と開発途上国のいずれにとっても公平で、かつ、真に公正な貿易ルールの確立を図り、各国の農業が共存できるような国際規律とすることが重要である。このような認識のもと、我が国は、99年6月に農業の多面的機能への配慮、食料安全保障への配慮、輸出入国間の権利義務バランスの回復を柱とした「次期交渉に向けての日本の提案」を取りまとめ、W T O 事務局へ提出した。

(我が国の考え方に理解を示す国はふえてきている)

W T O 農業交渉に臨む我が国の考え方について、国際的理解の一層の浸透を図るためには、国際会議の場のみならず絶えずそれぞれの国と話し合いを行い、国際的な理解の促進を図ることが必要である。

そのような観点から、農林水産省においては、大臣、副大臣、政務官等が関心国を訪問し、相手国の農業担当大臣等との意見交換を行ったほか、幹部職員を主要途上国に派遣して、積極的な働きかけを行った。

また、2000年7月にはE U、韓国等と「非貿易的関心事項に関する国際会議」を共催し、40か国の参加を得るとともにその成果をW T O 農業委員会特別会合に報告するなど、我が国と考えの近い国々との相互理解を深めた。このほかにも、同年8月に横浜で開催されたF A O 地域総会等の機会をとらえて、我が国を訪れた各国の農業担当大臣等との間で意見交換を行った。

このような働きかけの結果、我が国の考え方に対して理解を示す国々はふえてきている。

(2) 我が国の交渉提案とWTO農業交渉の今後の課題

(国民的な理解を得た交渉提案づくりへの取組み)

新ラウンドの立上げについては、1999年11月30日～12月3日、米国シアトルにおいてWTO閣僚会議が行われたが合意に至らず、新ラウンドを立上げるための閣僚宣言の採択は行われなかった。

また、農業交渉については、新ラウンドの立上げの有無にかかわらず、農業協定第20条に基づき2000年から交渉が開始されることが合意されており、2000年2月に開催されたWTO一般理事会において、2000年末までに、交渉に臨むスタンスを明らかにした交渉提案を各国が提出し、2001年3月にその取りまとめを行うことが決定された。

我が国においては、提案の取りまとめを行うに当たり、国民的な合意を得ながら行うことが重要との観点から、農林水産省のホームページ、記者発表等を通じたWTO農業交渉に関する情報提供を積極的に行った。また、国民各界各層の意見を収集するため、世論調査、地方農政局等における「意見を聞く会」の実施等に取り組んだ。

このうち、2000年7月に総理府が実施した世論調査の結果によれば、「我が国がWTO農業交渉に当たって主張していくべき意見」について、「食料安全保障の確保」(71.8%)、「農業の多面的機能の維持・発揮」(40.8%)、「公平で公正な貿易ルールの確立」(37.8%)があげられている(図I-48)。

また、「意見を聞く会」は、全国9か所の地方農政局等で2回ずつ計18回開催し、延べ約3,600名の参加を得て行われ、農業関係者のみならず、消費者団体、非政府組織(NGO)等幅広く意見を収集した。この他にも、電子メール、投書等を通じた意見募集には、約600件の意見が寄せられた。

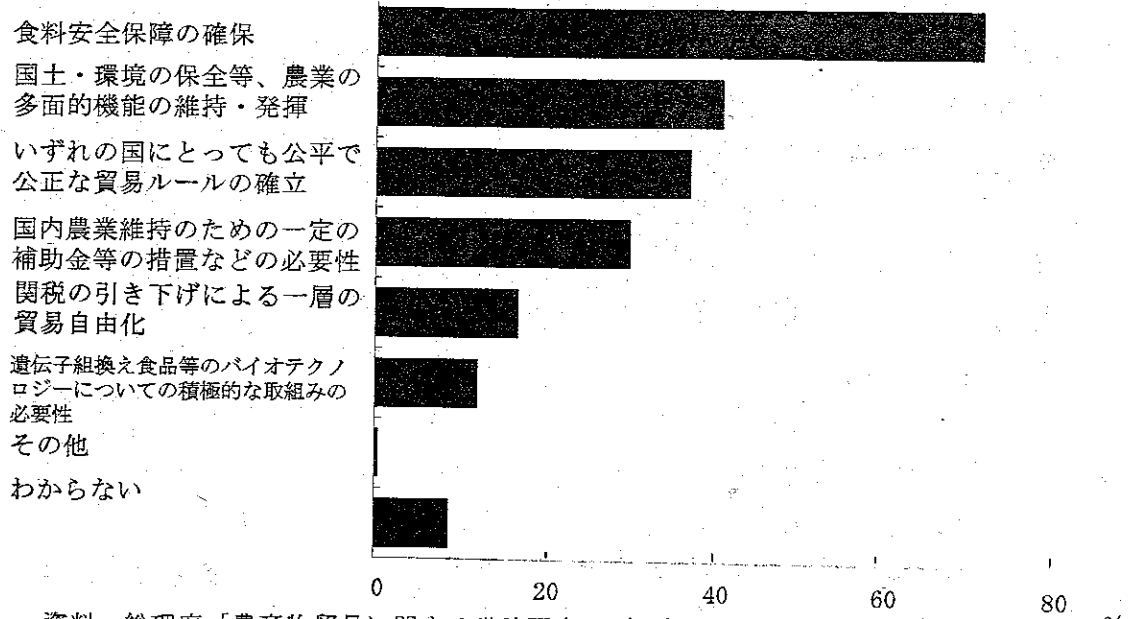
以上のような過程を経て、得られた幅広い国民各界各層の意見を踏まえ、「WTO農業交渉日本提案」が取りまとめられ、2000年12月8日の「WTO関係閣僚懇談」における提案内容の確認を経て、12月21日にWTO事務局に提出された。

(我が国の提案は「多様な農業の共存」を基本的目標としている)

今回の農業交渉は、21世紀の世界の農政全体を方向付けるきわめて重要な交渉である。日本提案では、21世紀は、多様な価値観を持つ国・地域・人々がお互い認め合い共存できる時代であるべきとの考え方に基づき「多様な農業の共存」を基本的目標としている。

そして、この「多様な農業の共存」を可能とするために追求すべき点として、

図 I - 48 我が国がWTO農業交渉に当たって主張していくべき意見（複数回答）



資料：総理府「農産物貿易に関する世論調査」（12年7月調査）

注：全国の市町村に居住する満20歳以上の者5,000人を対象とし、回答率は71%である。

表 I-16 農業提案の概要(骨子)

【交渉に際しての基本的重要な事項】

- 各国におけるウルグァイ・ラウンド合意の実施状況等の十分な検証
- 世界的な農政上の課題としての農業の多面的機能、食料安全保障の追求

1. 基本的姿勢

「多様な農業の共存」を基本的な目標とし、

- ① 農業の多面的機能への配慮
- ② 食料安全保障の確保
- ③ 農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正
- ④ 開発途上国への配慮
- ⑤ 消費者・市民社会の関心への配慮

の5点を追求

2. 論点ごとの基本の方針

(1) 市場アクセス

- ・ 関税水準、アクセス数量の設定についての品目ごとの事情を踏まえ、柔軟性を確保して適切に設定
- ・ 農産物の特性に応じ、機動的、効果的に発動できるよう、運用の透明性を高めたセーフガードの検討

(2) 国内支持

- ・ 現行の規律の基本的枠組みの維持。農業の実態を踏まえた農政改革推進の観点からの要件見直しの検討
- ・ 現実的な国内支持水準(削減約束)の設定

(3) 輸出規律

- ・ 輸出補助金等の輸出奨励措置や輸出制限措置等についての規律の強化

(4) 国家貿易

- ・ 輸出国貿易についての規律の強化

(5) 開発途上国への配慮

- ・ 貿易ルール上の配慮や国際的な食料援助の取組みについての検討

(6) 消費者・市民社会の関心への対応

- ・ 食料の安定供給、食品の安全性の確保等の消費者・市民社会の関心に対する貿易ルール上の配慮

農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正、開発途上国への配慮、消費者・市民社会の関心への配慮の5点を上げている。

このうち、農業の多面的機能とは、農業が農業生産活動に伴って農産物以外の種々の有形・無形の価値を創り出す経済活動であることを表した概念である。このような機能は、貿易によって獲得することは不可能であり、それぞれの国において持続的な農業が営まれることによってのみ発揮され得るものである。このため、国内農業生産を食料供給の基本に位置付け、これにより多面的機能の発揮を図ることが不可欠であり、その視点に基づき、貿易ルールや施策のあり方を検討することが必要である。

また、食料安全保障の確保については、世界最大の食料純輸入国である我が国にとって最大の関心事項の一つである。世界の食料需給は、輸出国が特定の国・地域に集中していること、異常気象の影響を受けやすいこと等の農産物の特殊性等からそもそも不安定な側面が強いうえ、今後の世界の食料需給は、開発途上国を中心とした人口の大幅な増加や経済成長に伴う飼料用穀物需要の増大等により中長期的にはひっ迫する可能性が指摘される状況にある。このような状況を踏まえ、各国が世界的な食料安全保障の確保の重要性を十分に認識したうえで、F A Oによる栄養不足人口の削減への取組み等とも十分に連携を取りながら交渉を進めていくことが必要である。

輸出国と輸入国に適用されるルールについては、現行のW T O協定上の規定では、輸入については、関税以外の国境措置を原則としてすべて関税に置き換え削減することとされたが、他方、輸出禁止・制限措置や輸出補助金といった輸出に関する措置は、柔軟な実施が可能となっているなど規律は緩やかなものであり、均衡がとれていない。

また、オーストラリア小麦ボード^{*1}のように国際市場全体への影響がきわめて大きい輸出国家貿易に対する規律も輸入国家貿易に比べて緩やかなものになっている。

このような状況を踏まえ、輸出入国間の権利義務バランスの回復を図るため輸出に関する規律を輸入に関する規律の強化以上に一層強化することが必要となる。この輸出に関する規律の強化は、輸出国の行動が輸入国の食料安全保障を脅かすことのないよう、農産物貿易の安定性等を増す観点からも重要である。

次に、現在、W T O加盟国の約4分の3を占める開発途上国の多くが飢餓・栄養不足問題に直面し、食料の安定供給の確保が最優先の課題になっている。

*1 オーストラリア小麦ボードについては、第1章第4節(4)を参照。

このような現状を踏まえ、開発途上国に対して、自助努力による問題解決ができるよう、国内支持、市場アクセス等の貿易ルールにおいて食料安全保障の観点からの配慮を行うことや二国間や多国間の食料援助のスキームを補完する国際備蓄の枠組みを検討することが必要である。

さらに、食料の6割を輸入に依存し、世界最大の食料純輸入国である我が国の消費者・市民社会の関心にこたえるためには、世論調査^{*1}の結果やWTO農業交渉に関してホームページ等を通じて寄せられた意見等を踏まえれば、食料の安定供給、安全な食生活の確保、食品に関する消費者の選択を可能とする情報の提供、WTO農業交渉に関する情報の積極的な開示・提供という観点を貿易ルール上十分に配慮することが必要である。

日本提案は、この5点を追求する観点から、農業交渉上の論点ごとに我が国の対応方針を明らかにしたものである(表I-16)。

(我が国の提案内容が広く理解され、支持を受けることが重要である)

我が国としては、この提案の内容が広く各国に理解され、支持を受けることが重要であると認識しており、EU、韓国、ノルウェー、スイス等多面的機能フレンズ諸国^{*2}との連携をさらに強化するとともに、できるだけ多くの開発途上国の賛同を得つつ、農産物輸出国に対してねばり強い交渉を行っていく必要がある。

また、今後とも関連する情報の積極的な開示等により交渉過程の透明化を図り、国民的な理解のもとで交渉を進めていくように努めていくことが必要である。

なお、我が国は、今次農業交渉は新ラウンドの一環として行われることが不可欠であると考えており、この観点からも新ラウンドの早期立上げが必要であると主張している。これは、農業部門とその他部門とが国益に沿ったバランスのとれた交渉成果を獲得することが重要であること等の認識によるものであり、引き続き早期ラウンド立上げに努めていくことが必要である。

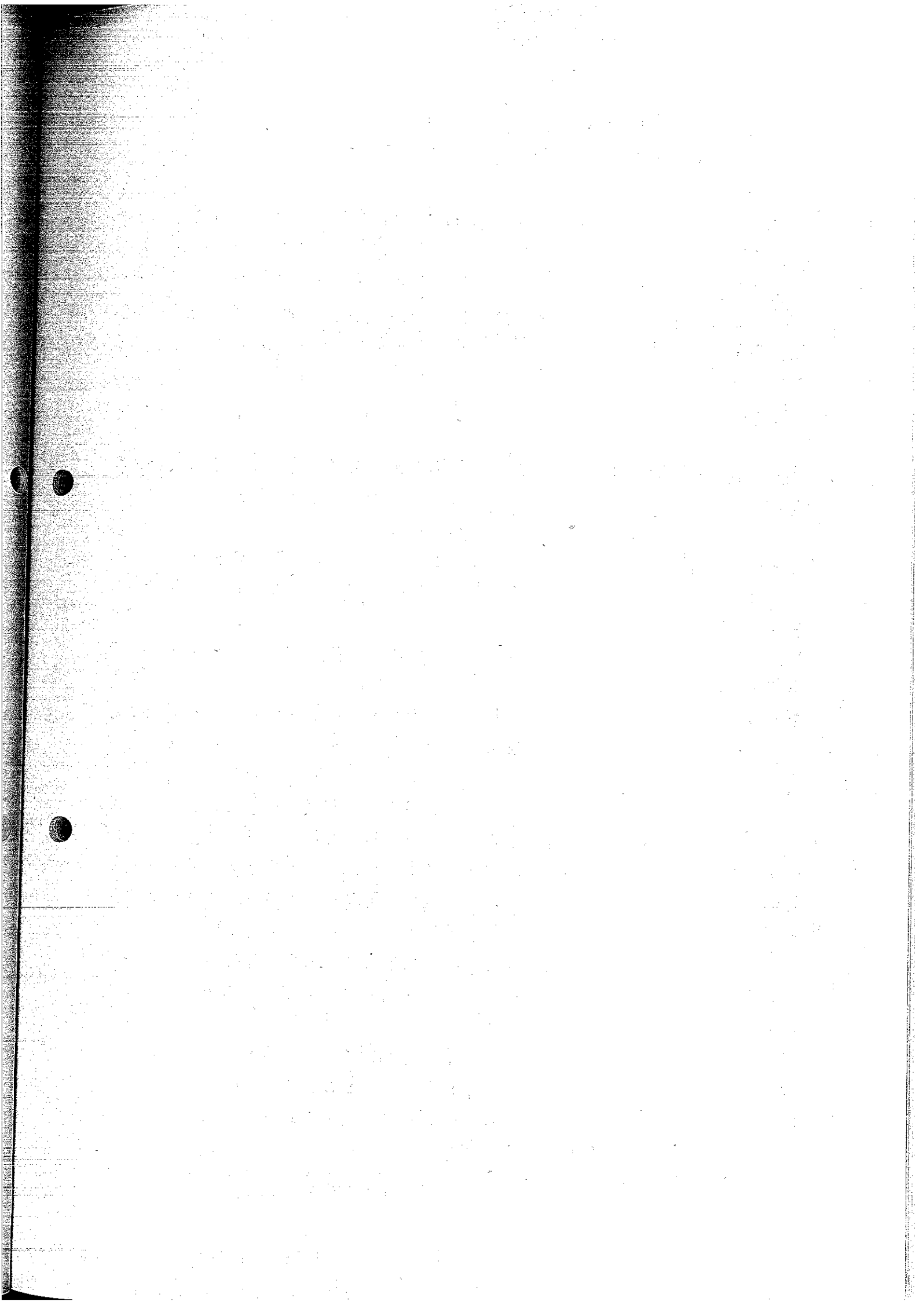
*1 総理府「農産物貿易に関する世論調査」(12年7月)

*2 EU、韓国、ノルウェー、スイス等我が国の主張する農業の多面的機能の重要性という点で一致している国々。農業の多面的機能に対する各国の考え方は、「(参考)各国の多面的機能についての考え方」を参照。

(参考) 各国の多面的機能についての考え方

	多面的機能についての 基本的な考え方	各国が重視する 多面的機能の内容	多面的機能発揮のための 政策のあり方
日本	<ul style="list-style-type: none"> 外部効果として発揮されるもので、生産と密接不可分な機能であり貿易が不可能 多面的機能を発揮させる農業生産手法は、市場メカニズムでは実現が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、保健休養、地域社会の維持・活性化、食料安全保障等 	<ul style="list-style-type: none"> 一定水準の農業生産の維持により発現されることへの配慮が必要 何らかの政策的介入が不可欠であるが、生産から完全に切り離すことは難しい
EU	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動を通じた公共財の提供機能 農業は食品の品質・安全性に対する消費者の関心にもこたえている 	<ul style="list-style-type: none"> 農村環境の保全、農村景観の保全、地域社会の活力維持等 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易への影響がないか、あっても最小である直接支払い(農業環境支払い、条件不利地域直接支払い等)
ルウエー	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産に関連する正の外部効果・公共財 	<ul style="list-style-type: none"> 食料安全保障、農村地域の活性化、環境の保全、景観の維持、生物多様性の保全等 	<ul style="list-style-type: none"> 国境措置を含む、生産と結び付いた政策
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 農村地域の経済生活上不可欠な役割 農業の外部効果であり、市場はその価値を内部化できない 	<ul style="list-style-type: none"> 食料安全保障、景観形成、土壌保全、天然資源の持続的利用、生物多様性、農村の社会経済的活力等 	<ul style="list-style-type: none"> 一定水準の国内農業生産の確保への配慮 生産とリンクした措置
スイス	<ul style="list-style-type: none"> 環境サービス、天然資源や景観の管理などは農業者により提供される公共財・正の外部効果 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全、食料安全保障、農村地域開発、居住地の地方への分散等 	<ul style="list-style-type: none"> 透明性、対象の絞り込み、必要最小の助成、柔軟性、公平性が政策選択の基準

資料：農林水産省調べ



地方公共団体における先駆的な取組事例

農業は、自然的、地理的条件等に影響されるところが大きく、地域ごとに農業を取り巻く事情も異なることから、その振興等に関して地方公共団体の果たしている役割は大きい。このため、食料・農業・農村基本法においては、地方公共団体が、基本理念にのっとり適切な役割分担を踏まえて、地域の諸条件に即した施策を策定・実施する責務を有すると定められている。ここでは、このような趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らし、独自の施策に取り組んでいる先駆的な地方公共団体の事例を紹介する。

〔青森県：意欲的な農業者等の育成や地域伝統文化の伝承・普及等を推進するとともに、「北東北食料基地宣言」を採択し、取組みの強化を図る〕

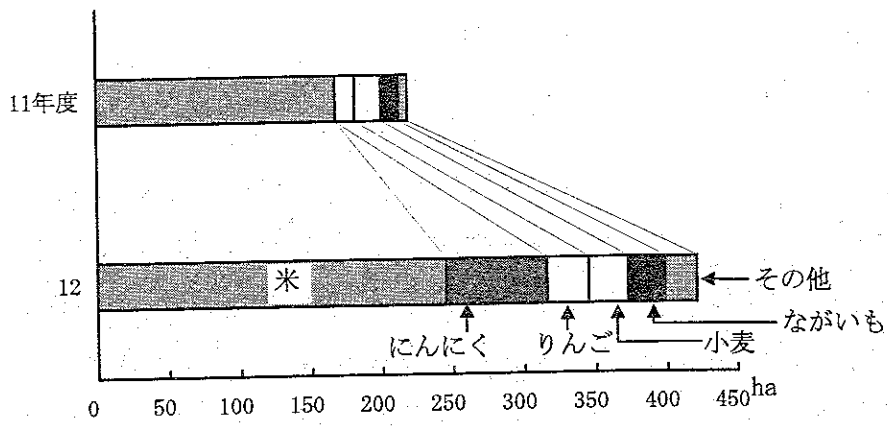
青森県では、全産業の就業人口に占める農業就業人口の割合が全国平均の約3倍に及ぶなど、農業が県内の重要な産業となっている。農業粗生産額も全国第13位の高い値（平成11年約2,800億円）を示しており、米、野菜、果実、畜産物がバランスよく生産されている。

国内有数の高い県別食料自給率（11年120%）を実現している同県は、地元農産物の消費拡大を促進している。例えば、学校給食には、ほぼすべての小中学校で県産の牛乳が使用されているほか、県産米「つがるロマン」の使用に対して助成を行っている。また、基幹品目であるりんごについて、妊産婦への冊子の配布や保健婦や栄養士を対象としたセミナーの開催等を通じて、健康面での効用等をPRし、乳幼児からりんごを食べる食習慣づくりを支援する「りんごで赤ちゃん日本一」推進事業等を展開している。さらに、県民に安全・安心な食料を提供していくため、有機栽培等優良事例集の配布等を通じて有機農産物等の生産者グループを育成するほか、環境に配慮して生産された農産物に対して、県独自の認証制度の積極的な活用も推進している（図-1）。

上述のような取組みを進めるとともに、11年12月に全国に先駆けて「青森県新規就農促進条例」を策定し、担い手育成のためのきめ細かな新規就農促進施策を展開している。具体的には、県内小・中学生の農業体験学習への支援や農業高校の生徒と先進的な農業者との交流会の実施等により農業の有する魅力の啓発や就農意欲の向上を図るほか、都市圏での就農相談会等を実施して広く就農希望者を募るとともに、実際に非農家や県外の出身者が就農する際には、農地等の取得にかかる負担軽減等の支援を行っている。

さらに、独創的なアイデアで、栽培管理技術や農業機械・施設の開発等を意

図-1 青森県の独自認証制度における有機農産物等の生産計画面積



資料：青森県調べ

欲的に行おうとする農業者の取組みの支援も行っており、その一つとして、12年度からは新品種のケマンソウ^{*1}の育種等が進められている。こうした個性豊かな取組みは、県内の農業に多様性を付与し、その活性化に資するものと期待される。

また、農村の活性化についても、農業生産活動に由来する伝統文化が地域資源として活性化に資するよう、12年度には「青森ならではの」の伝統料理59種類を「食と農の文化伝承財」として認定した。この認定が地域の誇りと励みになり、料理教室の開催等伝承・普及活動が活発になっている地域もみられる。こうした豊かな地域資源は、同県、岩手県及び秋田県が連携して行っている都市と農村の交流活動のなかで、県内外に広くPRされている。

この北東北3県は、12年度には「食料」をテーマの一つに「北東北知事サミット」を開催し、「北東北食料基地宣言」の取りまとめを行った。

本宣言は、3県が、将来にわたっても我が国の食料基地としての役割を担っていこうという理念を明確に打ち出したものである。この理念を具体化するため、13年度以降、北東北に広く適応可能な、小麦・大豆の高品質多収栽培技術の確立等を目指した共同研究、3県の県民を対象とした食教育等啓発活動の展開、新規就農希望者等を対象とした就農説明会の開催をはじめとする各種取組みを推進していくこととしており、これまで各県で展開してきた各種施策との相乗効果が期待される。

〔三重県：県民の健康づくりや地域環境の保全も視野に入れ、「三重県地産地消推進県民運動」を展開〕

三重県は、近畿圏及び中部圏の大消費地の間に位置する立地条件や比較的温暖な気候を活かして、多種多様な農産物が周年栽培されており、全国でも中位に位置する農業生産が行われている（平成11年の農業粗生産額は約1,400億円（全国24位））。

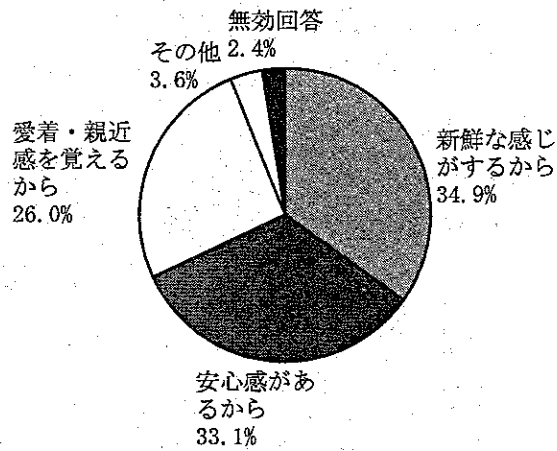
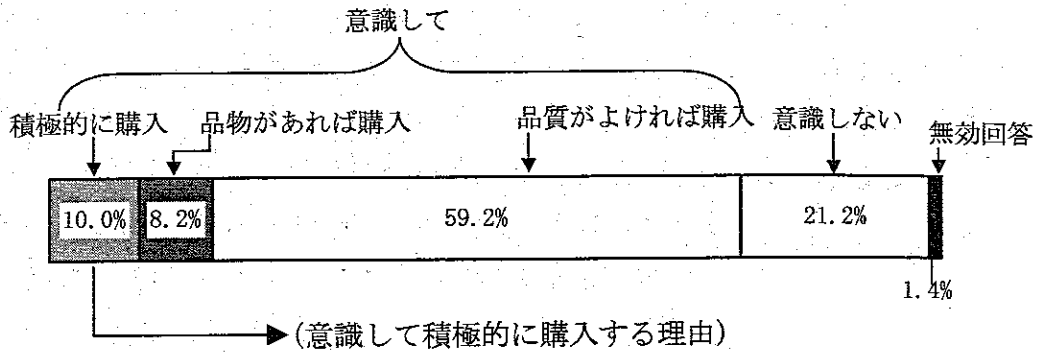
同県では、県民に対する意識調査により、約80%の県民が県産品の購入を意識しているとの結果が得られたこと等を踏まえ、12年7月から「三重県地産地消推進県民運動」を展開している（図-2）。

この運動においては、知事を本部長とする「地産地消推進本部」と、消費者、生産者、学識経験者や流通業者等が参加し、運動の具体的方法について提言等を行う民間団体「地産地消ネットワークみえ」とが協働^(註)のもと、以下に述

*1 タイツリソウとも呼ばれるケシ科の多年草。庭によく植えられているほか、鉢ものにもされている。属名の「ディケントラ（デセントラ）」で出回ることも多い。

図-2 三重県産の食料品に対する県民の意識

(意識して購入するか)



資料：三重県「食料の安全性・安定供給等についてのアンケート調査結果」
(12年3月)

注：県内の市街地に居住する消費者に対して行った調査であり、配布数は3,000で、回収率は56.6%である。

べるような「地産地消」の啓発と実践のための各般の取組みが進められている。

まず、消費面においては、「地産地消」を通じた県民の健康づくりと食文化を育てる「ヘルシーピープル三重・21」事業において、県民の食生活実態調査の実施や外食産業で提供される食材の県産品表示等を推進している。また、未来の食料消費の主役である子ども達の「食」に対する興味を高め、地元農産物の良さを知ってもらうため学校給食には県産米を使用している。

次に、生産面では、気候条件等に適した新品種の開発を進めており、9年度には米の良食味品種「みえのえみ」が開発され、11年度から意欲ある生産者による契約栽培が開始されており、最終的には3千haの作付面積を目指している。また、地元農産物を用いた農産加工品の開発を支援するため、地域特産品認証制度に基づく表示認定を行っている。県製麺協同組合が開発した認定第1号「伊勢うどん」に対して、製造を希望するメーカーが増加しており、今後は、このうどんをてこに、県産小麦の生産拡大に取り組むこととしている。

また、このような「地産地消」の取組みを推進しながら、消費者の関心が高い環境問題にも対応していくため、無洗米加工した「みえのえみ」の普及に努めている。同県は、無洗米の普及により、伊勢湾の汚染原因の2.8%にもなると試算される県内で排出される米のとぎ汁を減少させるとともに、米をとぐために使用する水を米1合に対し1リットル節減できるとしている。こうしたメリット等を広報誌等を活用して紹介するほか、「みえのえみ」の消費拡大を兼ねて、県庁舎や出先機関の食堂で使用し、PRに努めている。県レベルでのこうした取組みは、きわめてユニークな試みとして注目されている。

以上のような県産品に関する情報やその供給に努力する生産者等の姿は、県の広報誌や「地産地消ネットワークみえ」が開設するホームページ等で紹介されている。また、「地産地消ネットワークみえ」は、特色ある県内産地や環境保全型農業の実践現場へのツアーも実施し、消費者と生産者との交流機会の提供に努めている。こうした取組みの結果、県内の消費者と生産者との距離は着実に縮まってきており、県内130か所以上の朝市・青空市が都市住民との交流拠点となるなど、農村の活性化が進展している。

【高知県南国市：地域の棚田で収穫した米を学校給食に使用し、全市をあげて食教育に取り組む】

高知県南国市は、高知県のほぼ中央部に位置し、高知平野の水田地帯の3分の2を占めている。地形は南北に長く、南部の海岸に面した平地農業地域から北部の四国山地にかかる中山間地域まで多様な自然条件のもと、稲作と施設園芸を中心とした農業生産が行われている。

同市では、子ども達が健全な食習慣を身に付けるとともに、楽しみながら食料や農業、農村に対する理解を深めることで、その生き方がより豊かなものとなるよう、市、農協等関係機関が一体となり、学校給食を通じた食教育を実践している。

その取組みの一つが、平成9年度から始まった学校給食への地場産米の使用である。当初実験的に実施した2校では、児童たちから「あたたかくて、おいしい」との声が聞かれ、食べ残しがなくなった。こうした成果を受け、翌年度からは市内全小学校（13校）及び2つの幼稚園で完全実施されている。

自校炊飯方式の採用により各学校等には合計265台の炊飯器が設置され、約3,300人の児童等が、給食に炊きたてのおいしいごはんを食べている。現在、平均週3回の米飯給食が実施されているが、これを5回にふやしたいとの要望も多いことから、2校で週5回の米飯給食を実施し、その効果や課題等を検討している。さらに、12年度からは、野菜をはじめ米以外の農産物も地元の農協直販所から購入し、これらを活用した献立を立てるなど地域との連携を一層深めている。調味料についても、例えば、地元中学生が自分たちで栽培した大豆からつくった味噌を利用するなどの工夫もみられる。

学校給食米に使用される米は、市内の中山間地域の棚田で減農薬によって生産されたもので、子ども達の健康にも配慮している。また、3千人を超える需要が安定的に確保されたことから、生産者は安心して耕作を続けることができ、棚田の保全が図られている。

さらに、学校給食米等に対する理解を深めるために、生産者と児童等との交流も積極的に取り入れられており、その一環として、親子で田植えから草取り、稲刈り、精米までの一連の農作業を体験し学習する「親子セミナー」を9年度から実施している。学校給食米生産農家は、このセミナーの指導に主体的に取り組んでいるほか、学校の授業にも直接出向き、農作業をとおして得た経験や知恵を生きいきとした語り口で児童に伝えている。

このような子ども達との交流は、生産者にとっても大きな喜びとなり、生産意欲が喚起される契機ともなっている。こうした農業体験を通じた消費者との交流が地域の活力を生み出すとの観点から、都市部の住民を対象とした棚田オーナー制度に取り組む集落も現れた。

以上のように、学校給食を通じた同市の取組みは、教育的な効果だけでなく、中山間地域の農業・農村振興や棚田保全による農業の有する多面的機能の確保にも及んでおり、12年度に設立された「高知県地産地消推進協議会」が展開する全県的な「地産地消運動」の参考事例ともなっている。

〔宮崎県綾町：独自の経営安定制度で「自然生態系農業」の担い手を支援〕

宮崎県の中央部に位置する綾町^{あやちよう}は、町域の約8割を森林が占め、農地は1割に満たないが、町ぐるみで「自然生態系農業^{*}」と呼ばれる環境保全型農業の推進に取り組み、野菜と畜産を中心に44億円の農業粗生産額を上げている(平成11年)。

昭和63年、同町では、「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、町農業の安定的かつ長期的な振興と消費者の健康で文化的な生活を確保することを目標に掲げ、生産者の実践と町民全体の協力を要請した。

平成元年からは、独自に定められた農地の登録基準と生産管理基準の二つの基準に従って生産物をランク付けし、認証シールを交付することにより、消費者に栽培管理の実態を明らかにするシステムを全国に先駆けて実践している。農産物の販路は、九州、関西、関東等の生協との産直取引を中心にしているほか、レストランチェーン等との取引も行っている。

土づくりに不可欠な有機質の供給については、56年にたい肥処理施設を設置して以来、町内の一般家庭や事業所より出される生ごみを牛ふんと混ぜ合わせたい肥化する取組みを続けている。生ごみの収集対象となっているのは町内の市街地に居住する約1千世帯であり、年間約700トンが処理されている。

また、12年3月には、「綾町農畜産物総合価格安定基金制度」を創設し、町、農協、生産者の3者で基金造成を行い、農畜産物の価格の下落時にも、「自然生態系農業」を実践する生産者が経営を維持できるだけの所得を確保できるよう仕組みを整えた。本制度は、既存の国や県の事業により最低限保証されている価格に上乘せ保証を行うものである。生産費に労賃(時給700円)を織り込んだ保証基準価格を品目・作型・畜種ごとに設定し、平均販売価格が保証基準価格を下回った場合には、差額を補てんする仕組みをとっている。

同町では、「自然生態系農業」の推進とあわせて、生産者と消費者との農業や食を通じた交流にも力を入れている。12年には、食を通じて生産者と消費者が交流し、町で生産される農産物への理解を深めてもらう「有機農業推進大会と食文化のつどい」に、消費者約300人、生産者約400人が参加した。また、町外の消費者に直接農産物を収穫してもらう収穫体験研修には約400人の消費者の参加があった。このほか、町内の農産物を販売する直売センターは年間30万人の観光客が立ち寄る一大交流拠点となっている。

環境と調和した農業を軸に住みよい町づくりを進めてきた綾町であるが、近

*1 農薬や化学肥料の使用を適正に管理し、町内の有機性資源を有効に活用した土づくりを通じて実践される農業について、綾町が独自に名付けた名称。

年、こうした魅力に引かれ、同町へ移住する者も増加しており、11年度の社会的人口増（転入－転出）は、81名となっている。新規就農を希望する者に対しては、研修受入れ農家への財政的援助等を通じて積極的な支援を行い、次代の担い手を育成しており、10～11年度の2年間に11名の移住者が町内で新規就農している。また、農業者以外の新住民に対しても「自然生態系を生かし育てる町」を基本理念とした地域づくりへの積極的な協力と参加を求めていくことが重要な課題となっている。